

## 職員モニタリング事業実施要領

### （目的）

第1条 職員モニタリング事業は、管内の食品製造事業者、飲食事業者等が、新たな商品開発等の際に実施するモニタリングにおいて、十勝総合振興局及び十勝教育局の職員がモニターとして地場製品のマーケティング支援を行い、地域産業振興に資することを目的とする。

### （調査の方法）

第2条 モニタリング調査（以下「調査」という。）は、原則として十勝総合振興局庁舎内の指定する場所において、試食アンケート、グループインタビュー等の方法で行う。

### （申込の要件）

第3条 調査の実施を申込む事業者（以下「申込事業者」という。）は、十勝総合振興局管内に事務所又は事業所を有する法人（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される学校を含む。）その他の団体及び事業を営む個人で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められるもの
- (3) その他、法令遵守等の観点から、十勝総合振興局長が不相当と認めるもの

2 調査の対象とする商品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 十勝産の農林水産物を原材料とした食品（パッケージ、商品名等を含む。）で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を要する食品にあっては、その許可を受けている施設で製造、調理しているもの
- (2) 発売に向けて開発中、又は改良を検討しているもの

3 前項の規定にかかわらず、十勝総合振興局長が特に必要と認めるものについては、調査の対象とすることができる。

### （申込及び実施決定）

第4条 申込事業者は、調査の実施を依頼する場合には、別記様式を十勝総合振興局長に提出することとする。

2 十勝総合振興局長は、前項の提出があった場合、申込みの内容を確認し、調査の実施の適否を申込事業者に通知することとする。

### （事前協議）

第5条 申込事業者は、前条第2項の通知があった場合には、調査の実施前に、次の各号に掲げる事項について、十勝総合振興局の所管課と協議すること。

- (1) 調査の実施日時
- (2) 調査の内容
- (3) その他必要と認められる事項

### （調査費用の負担）

第6条 申込事業者は、次の各号に掲げる調査に必要な費用を負担するものとする。

- (1) 調査に必要となる試作品
- (2) 試食等に必要となる物品
- (3) その他、前条の協議により申込事業者が負担することとなったもの

(申込事業者の責務)

第7条 申込事業者は、調査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項について責任を負うこととする。

- (1) 調査に使用する品について、当該商品の表示どおりに管理すること
- (2) 調査において生じた、道、モニター又は第三者の損害については、事業者がその責めを負うこと

(職員の責務)

第8条 十勝総合振興局及び十勝教育局の職員は、調査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項について遵守することとする。

- (1) 中立公正な立場で行うこと
- (2) 申込事業者等からいかなる利益及び便宜の供与も受けないこと
- (3) モニター活動を通じて得た商品及び事業者に関する情報は、みだりに他人に知らせたり、調査の目的以外に使用しないなど、事業者の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱うこと
- (4) 本事業は、職員の服務規程など関係規定の適用を受けるものであること

(調査結果の取扱)

第9条 調査において使用したアンケート用紙等は、すべて十勝総合振興局が回収し、モニター個人が特定されないよう調査結果をとりまとめ、そのデータを申込事業者に提供することとする。

- 2 調査結果は、原則として申込事業者以外の者に提供しないこととする。
- 3 申込事業者は、製造する商品等に十勝総合振興局の名称を使用する場合、あらかじめ十勝総合振興局の所管課と協議する。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項は、申込事業者と協議し十勝総合振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月7日から施行する。